

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年9月19日（平成30年（行個）諮問第155号）

答申日：平成30年12月11日（平成30年度（行個）答申第152号）

事件名：本人の子が特定少年施設で受けた医療的措置等に関する文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を生存する個人に関する情報ではなく、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月28日付け名管総発第68号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

処分庁は、不開示決定の理由として、（審査請求人がなした請求（以下、第2の2において「本件請求」という。））「に係る保有個人情報は、生存する個人に関する情報ではなく、また、自己を本人とする保有個人情報ではないことから、開示請求の対象とならないため。」としている。

しかし、以下の理由により、本件請求については不開示決定とすべきではない。

ア 死者の情報であったとしても、これが同時に死者の遺族の個人情報ともなる場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求等を行うことができる。

さらには、死者に関する情報に関して、「請求者自身の保有個人情報であると考えられる場合」以外にも、「社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」を、自己を本人とする保有個人情報に含むと解するべきである（「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」（平成9年3

月に東京都個人情報保護委員会から都知事に対し報告されたもの（参照）。

この点、いかなる情報が、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報として、保有個人情報開示請求の対象となるかについては、各地方の個人情報保護条例が参考となる。例えば、当該死者の2親等内の血族に開示請求権を付与しているもの（香川県、三重県など）、当該死者の父母に開示請求権を付与しているもの（吹田市、新潟市、姫路市など）などがあり、そのほか、秋田市などは、死者の死亡当時における配偶者及び子がない場合にあっては、当該死者の血族である父母に、当該死者の診療録等の開示請求権を付与している。

また、裁判例を見れば、（個人情報保護条例に係る裁判であるが）「子が親の監護、養育の下に置かれ、社会的にも親が監護、養育の権利を行使することが期待される場合においては、子の対外的言動は監護、養育を行うべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面をも有するのであり、また、子の交友関係等は、本来的には子の判断に委ねられつつも、なお監護、養育者としても当然に認識しておくべき事項というべきであり、また、子の固有の情報であっても、子の死亡によって当然にその個人情報の主体が消滅するものと解すべきではなく、子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合があるというべきである。」とされるところである（東京地判平成9年5月9日、判例時報1613号97頁）。

イ 本件において見れば、例えば、特定個人が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置に何らかの問題があったとすれば、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報として、請求者自身の保有個人情報であると考えられる場合にあたり得る。

また、仮に上記のような事情がなかったとしても、請求者自身の子に関する医療記録については、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報として、保有個人情報開示請求の対象となると解すべきである。

すなわち、先述した各個人情報保護条例において本件請求は開示を認められる請求となり得る。また、先述した裁判例に照らしてみれば、特定個人は、特定少年施設に在院中、親である請求者の監護、養育の下に置かれ、社会的にも請求者が監護、養育の権利を行使す

ることが期待される状況にあって、特定個人の医療情報（心身の状態等）は監護、養育を行うべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面をも有するのであり、また、それと同時に、監護、養育権者としても当然に認識しておくべき事項というべき情報であって、子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報にあたるため、当該情報は家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合にあたる。

したがって、本件においても、死者の情報が「社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」にあたる場合であるとして、請求者の開示請求を認めるべきである。

（２）意見書

諮問庁としては、結局のところ、「審査請求人本人の保有個人情報の開示を求めているものではないこと」、及び「本件対象保有個人情報の請求内容からでは、遺族等としての審査請求人自身の個人情報と認められる場合に該当するとすべき特段の事情も認められない」ことを理由に、不開示が相当であるとしている。

そもそも、請求者は、請求者の子が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置等の情報の開示を求めるものであり、一見、当該情報の主体が形式的に異なっていることは前提としたうえで、実質的に社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせる場合であるとして、当該情報の開示を求めている。

したがって、本件が実質的に社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせる場合であるか否かが検討されるべきであるが、理由説明書（下記第３。以下同じ。）においては「請求内容からでは認められない」とするのみであり、認められない理由については全く検討されていない。

本件が実質的に社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせる場合であることは、既に審査請求書（平成３０年６月２５日付）において述べているので、再度の詳述は控えるが、請求者が母であることやその開示を求めている情報の性質から、本件が実質的に社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせる場合であることについては十分に判断可能である。

この点、理由説明書からは真意が読み取りにくいのが、審査請求書（平成３０年６月２５日付）で述べた損害賠償請求権等の相続に係る議論に関しては、「保有個人情報開示請求の段階で損害賠償請求権等が発生する事情について述べられていない」と説明されているのかもしれない。しかし、保有個人情報開示請求手続に係り、そのような事情を述べるべ

きとは定められていない。

本件においては、不開示決定を取り消し、開示請求情報の開示を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、保有個人情報開示請求書により開示請求し、平成30年3月28日付け名管総発第68号保有個人情報の開示をしない旨の決定についてにより、本件対象保有個人情報について、処分庁は、開示請求に係る保有個人情報は、生存する個人に関する情報ではなく、また自己を本人とする保有個人情報ではないことから、開示請求の対象とならないとして不開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めていることから、以下、保有個人情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

(1) 法12条1項において、何人も、法に定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることと規定され、法2条2項において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定しており、死者に関する情報は含まれないところ、死者に関する情報が遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族等は自己の個人情報として開示請求をすることができることと解される。

(2) 本件開示請求は、亡くなられた特定個人の保有個人情報を開示請求し、特定個人が特定少年施設に収容されていたことを前提として、その期間内に特定個人が受けた医療的措置の保有個人情報を開示請求するものであつて、審査請求人本人の保有個人情報の開示を求めているものではないことから、法12条1項に基づく開示請求を行うことができる情報とは認められず、また、本件対象保有個人情報の請求内容からでは、遺族等としての審査請求人自身の個人情報と認められる場合に該当するとすべき特段の事情も認められない。

3 以上のことから、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないことから、法12条1項に基づき開示請求を行うことができる情報ではないとして不開示とした決定は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 審査請求人から意見書を收受

④ 同年11月16日 審議

⑤ 同年12月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その全部を生存する個人に関する情報ではなく、また、審査請求人を本人とする保有個人情報ではないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件開示請求の適否について検討する。

2 本件開示請求の適否について

(1) 審査請求人は、自己の子である特定個人に係る保有個人情報である本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、法12条1項は、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定しているのであるから、法は、原則として、本人以外の者からの保有個人情報の開示請求を認めていないことは明らかである。そして、法2条2項の規定によれば、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報」とであるとされている。

なお、審査請求人は、審査請求書において「特定個人は、特定少年施設に在院中、親である請求者の監護、養育の下に置かれ、社会的にも請求者が監護、養育の権利を行使することが期待される状況にあって、特定個人の医療情報（心身の状態等）は監護、養育を行うべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面をも有する」等記載しており、「監護、養育の権利」といった記載内容から、特定個人は未成年者であり、審査請求人がその親である旨主張していると解されるどころ、法12条2項の規定によれば、未成年者の法定代理人は、本人に代わってその保有個人情報の開示請求をすることができる旨規定されているが、審査請求人の主張するところによっても、特定個人は本件開示請求の時点で既に死亡していたというのであるから、たとえ、特定個人が死亡当時において未成年者であり、開示請求者（審査請求人。以下同じ。）がその法定代理人であったとしても、本件開示請求の時点では、特定個人の死亡により開示請求者の法定代理権も既に消滅していたとみるほかはなく、したがって、同項の規定により、審査請求人に本件対象保有個人情報の開示請求権を認める余地はない。

(2) ところで、審査請求人の主張によれば、特定個人は本件開示請求の時点で既に死亡していたというのであるが、死者を本人とする保有個人情報であっても、それが開示請求者を本人とする保有個人情報でもあると

認められる場合には、開示請求者は、自己を本人とする保有個人情報として当該保有個人情報の開示を請求することができるかと解されるので、この点について検討する。

本件対象保有個人情報は、「特定個人が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置（診療，診断，治療（施術，心理ケア，投薬））及び，同期間内に特定個人が訴えた身体及び精神の不具合について記載された一切の資料」に記録された保有個人情報であることから，特定個人が特定少年施設に収容されている，又は収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであると認められる。

そうすると，本件対象保有個人情報を開示することにより，特定個人が特定少年施設に収容されている，又は収容されていたことが明らかとなるのであるから，仮に，本件開示請求につき，死者である特定個人を本人とする本件対象保有個人情報が，審査請求人を本人とする保有個人情報でもあると認められる場合に当たるとしても，本件対象保有個人情報については，法45条1項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，刑若しくは保護処分等の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないものと認められる。

なお，審査請求人は，特定個人は自己の子であり，死亡した特定個人の情報は，社会通念上，審査請求人自身の保有個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報として，審査請求人による開示請求の対象になると解すべきである旨も主張しているところ，そもそも，法45条1項は，同項に規定する保有個人情報については，当該保有個人情報の開示請求等を行う者が本人以外の者であっても，法の第4章の規定（開示，訂正及び利用停止）の適用を除外する趣旨であると解されるのであるから，審査請求人の上記の主張は，採用の余地がない。

- (3) 以上のとおり，審査請求人の主張を前提に検討しても，本件対象保有個人情報が，法45条1項に規定する保有個人情報に該当し，同項の規定により不開示とすべきものであったことは明らかであることから，本件対象保有個人情報につき，その全部を生存する個人に関する情報ではなく，また，審査請求人を本人とする保有個人情報ではないとして不開示とした原処分は，結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その全部を生存する個人に関する情報ではなく，審査請求人を本人とする保有個人情報ではないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は，法45条1項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び

利用停止)の規定は適用されないと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

審査請求人の子である特定個人が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置（診療，診断，治療（施術，心理ケア，投薬））及び，同期間内に特定個人が訴えた身体及び精神の不具合について記載された，一切の資料。

ただし，特定個人は既に亡くなっています。